

【株式会社 櫻の木】

身体拘束廃止のための指針

令和5年4月1日

1、事業所における身体拘束廃止に関する基本的な考え方

当事業所では、利用者への身体拘束は自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものです。当事業所は、いずれの場所においても、利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく、社員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止宣言

サービス提供にあたっては、対象利用者または、他の利用者などの生命または、身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者一人一人の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束をしないケアを行うことが原則です。しかしながら、以下の3つの要素全てを満たす場合は、必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：利用者本人または、他の利用者、社員等の生命または、ほかの利用者、社員等の生命または、身体が危険にさらされる可能性が、著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法がないこと。

③一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件を全て満たすことが条件となります。

(3) 身体拘束の対象となる行為について

①歩き回りがないように、車椅子や椅子、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。

②ベッドから転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③自分でベッドから降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む。

④点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、また、皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を使用する。

⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルトをつけ、立ち上がりを制限するような車椅子テーブルを使用する。

⑦立ち上がれる能力のある人の立ち上がりを、制限するするような椅子を使用する。

⑧脱衣行為や不潔行為を制限するために、つなぎ服を着用させる。

⑨他者への迷惑行為を制限する為に、ベッド等に体幹や四肢を紐で縛る。

⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意志で開けることが出来ないように、居室等に隔離する。

2、身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束および、その他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず、身体拘束を行う場合

本人または、他利用者・社員等の生命または、身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合は「身体拘束廃止委員会」を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族への説明を行い、同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、拘束の必要な理由・方法・時間・心身の状況・開始・解除予定と共に経過観察・再検討記録を整備し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく、努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活、社員の職場環境の良好な状態を構築します。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、一人一人の人間性を尊重した丁寧なケアを行います。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の精神的・身体的自由を安易に妨げるようなケアは行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は「身体拘束廃止委員会」において、検討を行います。
- ⑤「やむを得ない」と、拘束に準ずるケアを行っていないか、常に振り返りながら利用者の主体的な生活が送れるように努めます。

(4) 利用者家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂く為に、サービス契約時に事業所の方針を説明します。(夜間帯の居室での転倒等については、不可抗力の可能性についても言及する)サービス事業所は、利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3、身体拘束廃止に向けた体制

(1) 「身体拘束廃止委員会」の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて「身体拘束廃止委員会」を設置します。

①設置目的

- ・当事業所での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ・身体拘束をせざるを得ない場合の検討。
- ・身体拘束をした場合の解除の検討。
- ・身体拘束廃止に関する員全体への研修実施。

②「身体拘束廃止委員会」の担当者

- ・委員長、副委員長を配置

③委員会開催

- ・年に2回以上、「虐待防止委員会」と同時に開催するほか、(文書開催もあり)
- ・緊急に招集し検討会議を実施する事もある。

4、やむを得ず、身体拘束を行う場合の対応

本人または、他の利用者の生命・身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず、身体拘束を行わなければならない場合には、その理由、方法、時間、心身の状況、拘束の開始及び解除の予定等を記録に残す。

5、「身体拘束廃止委員会」の実施

(1) 緊急やむを得ない状況になった場合は「身体拘束廃止委員会」を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合についてのリスクについて検討する時は、拘束を行うことを選択する前に主治医の意見も聴取しながら①切迫性②非代替性一時性の3要素の全てを満たしているか否かについて検討・確認を行います。身体拘束を選択した場合は、拘束を行う前に、委員長から(不在時は看護師)利用者家族に速やかに連絡をとり、後日上記4と共に説明・同意を得たうえで、同意書をいただきます。必要に応じて、主治医の往診依頼を行います。

(2) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、当該記録をもとに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次、検討していきます。記録は行政で定められた保存期間を遵守し、利用者家族から閲覧を求められた場合は、開示できるものとします。

(3) 身体拘束の解除

拘束の必要性の再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除し、その旨を利用者家族に報告します。

6、身体拘束廃止・改善のための職員研修

- (1) 社員に対する、身体拘束廃止のための研修は、適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づいた内容とします。
- (2) 研修は年2回以上実施することとし、新規採用時には別途身体拘束廃止のための研修を実施することとします。
- (3) 緊急を要する案件、その他必要な教育研修の実施も行います。
- (4) 研修の実施記録については、資料・実施内容・出席者名等を記載し保存することとし、欠席社員については、追加での研修を実施することとします。

7、利用者家族等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得る為に、利用契約時に説明するとともに、ホームページに掲載し、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則 この指針は、令和5年4月1日から施行する。